

金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会設置要綱

(令和2年6月17日決裁)

(目的及び設置)

第1条 本市のガス事業及び発電事業の事業承継者（以下「事業承継者」という。）を公平かつ公正に選定するため、金沢市ガス事業・発電事業譲渡先選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 事業承継者の公募条件及び選定基準の設定に関する事項
- (2) 事業承継者の審査及び選定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、知識経験を有する者及び本市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第6条 委員は、委員会の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(責務)

第7条 委員は、事業承継者として選定されようとする者に対して援助を行ってはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企業局経営企画部経営企画課ガス・発電事業譲渡準備室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。